

近世スイス農村市場と国家*

—18世紀農村邦アベンツェル・アウサーローデンの市場町と市場村落群—

岩 井 隆 夫

目次

I 問題の所在

対 象

視角と方法

課 題

II 農村邦アベンツェル・アウサーローデンの成立と権力構造

1. ザンクト・ガレン修道院領ラント・アベンツェル

2. 農村邦アベンツェル・アウサーローデンの成立

3. 18世紀アベンツェル・アウサーローデン邦の政治構造

III 18世紀アベンツェル・アウサーローデン邦の社会層

1. 農業基盤と農民層

2. 手工業基盤と手工業者層

3. 商業基盤と商人層

IV 市場秩序と社会層の関連

1. 市場秩序のあり方

2. ラント内の社会層のあり方

3. ゲマインデ内の社会層のあり方

V 結 語

I 問題の所在

対 象

本稿は、近世スイスにおける農村市場¹⁾という個別の歴史空間について、

国家との関連という特定の視角からアプローチする一つの試みである。

対象としている地域は、16世紀初頭から18世紀末までの一三邦同盟時代のスイス盟約者団 (Eidgenossenschaft) の中に一三邦を構成していた都市邦 (Stadtort) と農村邦 (Landort) のうち、農村邦の一つのアベンツェル・アウサローデン邦 (以下アウサローデン邦と略記) である²⁾。また時期としては18世紀を主たる対象としている。

視角と方法

スイス農村市場研究史の上で、近世スイス農村市場についての H・C・パイヤーのサーヴェイ論文³⁾は中世から近代初期に至るまでのスイス全体を視野において問題提起をしており、その論点は三つに整理される。

第一に、スイスでは15世紀末以降18世紀末に至るまで、新設の市場定住地は都市としてではなくすべて市場町や市場村落として成立したこと、その背景には都市という特権的な市場定住地にたいして盟約者団が消極的態度をとったという事情があること⁴⁾。

第二に、16世紀から17世紀にかけて、都市邦においても農村邦においても農村市場が数多く成立すること、その場合に、都市邦については都市と農村の中間段階としての農村市場という位置づけが明確にみられること、農村邦については個々の共同体によって自律的に農村市場が成立していること⁵⁾。

第三に、17世紀後半から18世紀末に至るまで、農村邦では農村市場が引き続き新たに成立するのにたいして、都市邦では既存の農村市場との競合を排除するために農村市場が新たに成立する程度は低くなること⁶⁾。

パイヤーの問題提起については以下の三点が課題として残されていると考えられる。

第一に、農村市場の成立、実態および構造を個々の都市邦や農村邦に即して個別的に明らかにすること。

第二に、個々の都市邦や農村邦に即して個別的に農村市場の成立、実態

および構造を明らかにするためには、個々の都市邦や農村邦の権力構造との関連を明らかにする必要があること。

第三に、農村市場のあり方と権力構造との関連について、都市邦の場合と農村邦の場合ではどのような違いがあるのかを明らかにすること。

その後ルツェルン邦、ベルン邦およびフランス語圏スイスの農村市場について個別の研究成果が出されている⁷⁾。

筆者もこれまで農村市場のあり方について、農村邦についてはアウサーローデン邦を対象として⁸⁾、都市邦についてはベルン邦を対象として検討してきた⁹⁾。

年市や週市などの定期市が開催されて市場制度が成立する以前の取引すなわち市場を介すことのない取引、これを非市場取引と呼ぶことにする。この非市場取引のあり方を文書史料の上から明らかにすることは難しい。というのも多くの場合に市場制度が成立する時期と文書史料が整備される時期がほぼ重なっているからである。

アウサーローデン邦においては、17世紀以降になって文書史料が整備されてくるのにたいして、市場制度が成立するのは18世紀になってからである。したがってアウサーローデン邦は文書史料の上から非市場取引のありかたを明らかにするのに適した地域である。

こうした観点に立ってアウサーローデン邦について非市場取引と市場制度との関連を明らかにした結果をまとめると以下のようになる。

日曜日や祝祭日における教会での説教に関連して布告された種々の公告をみると、17世紀の段階で市場を介さない取引が多様な形態をとって展開していたことが分かる。

第一に、農民、手工業者および商人による生産活動や売買活動が日曜日や祝祭日に展開していたこと、また行商人が幅広く活動していたことが挙げられる。

第二に、居酒屋や宿屋は行商人の訪問先として大きな意味を有していたこと、また一般に人々の溜まり場として居酒屋や宿屋は大きな意味を有し

ていたこと、さらに居酒屋や宿屋は生産活動や商業活動に関与していたことが挙げられる。

第三に、教会堂開基祭を起源とする「祭市（Kirchweihfest）」は農民にとって大きな意味を有していたことが挙げられる。アウサーローデン邦では17世紀の段階でこれら祭市は廃止されて、場合によっては開催日を変更して年市に代わった。但しこうしたことは有力ゲマインデの場合にしかみられず、中小ゲマインデにおいては18世紀になっても祭市は継続し、場合によっては年市ではなく祭市として公認された。

こうした非市場取引を市場制度として再編成する動きは18世紀にみられるけれども、市場制度成立以後も非市場取引に関する公告などが布告されていることを鑑みると、非市場取引は市場制度と合わせてアウサーローデン邦の市場秩序を形成していたと考えられる¹⁰⁾。

都市邦の中で最大の領域をもつ都市国家を形成し、18世紀には著しい寡頭制的傾向をもつ貴族制的支配体制を確立していたベルン邦について、農村市場のあり方と権力構造との関連という観点から検討した結果は以下の通りである。

第一に、都市という特権的な市場定住地にたいして盟約者団が消極的态度をとったという事情を示す象徴的な事例が、1653年のスイス農民戦争における小都市ヴィートリスバハの破壊である。農民軍に荷担したという理由で、都市邦の連合軍は小都市ヴィートリスバハの圍壁や市門を破壊して物理的破壊を行っただけではなく、都市特権を剥奪して法的にも破壊した。その後もヴィートリスバハでは年市や週市が存続するけれども、法的には農村のままにとどまった¹¹⁾。

第二に、都市と農村市場の関係について、都市邦ベルンの中で農村市場優位のエメンタール地域に即して検討してみた結果、ベルン市当局は17世紀を通じて小都市、市場町および市場村落それぞれの市場定住地の成立事情に応じた市場秩序の編成を図り、決して一様な対応の仕方をしなかったことが明らかになった。具体的には小都市の利害を市場町の利害に優先さ

せ、市場町の利害を市場村落の利害に優先させ、市場村落の中でも成立年代の早い市場村落の利害を成立年代の遅い市場村落の利害に優先させた。また隣接邦のルツェルンの市場村落の利害を妨害する目的で、隣接邦との境界に近いところにある市場村落の市場開催日を意識的に調整した¹²⁾。

第三に、農村市場が公認される場合にどのような事情が働くのかを明らかにするために、エメンタール地域の一つのゲマインデであるズミスヴァルトの事例に即して検討してみた。

ベルン市当局はズミスヴァルトのゲマインデや郡代官および近隣の郡代官などからの度重なる公認申請を受けながら、最終的には公認申請をすべて却下している。ところがズミスヴァルトは依然として未公認市場として市場取引を継続させており、市当局はズミスヴァルトにたいして未公認市場を閉鎖するような措置はとらなかった。ベルン市当局は公認申請を却下することによって旧市場秩序の担い手の利害を、未公認市場を放置することによって新市場秩序の担い手の利害を、それぞれ反映した対応の仕方をしたと考えられる。具体的には、行政機関である小参事会は市場の公認の申請を認める動きを示したのにたいして、立法機関である拡大参事会は旧市場秩序の担い手である他の多くの郡代官が発言権を有していたために、最終的にこのような対応の仕方で利害対立の調整を図ったと考えられる¹³⁾。

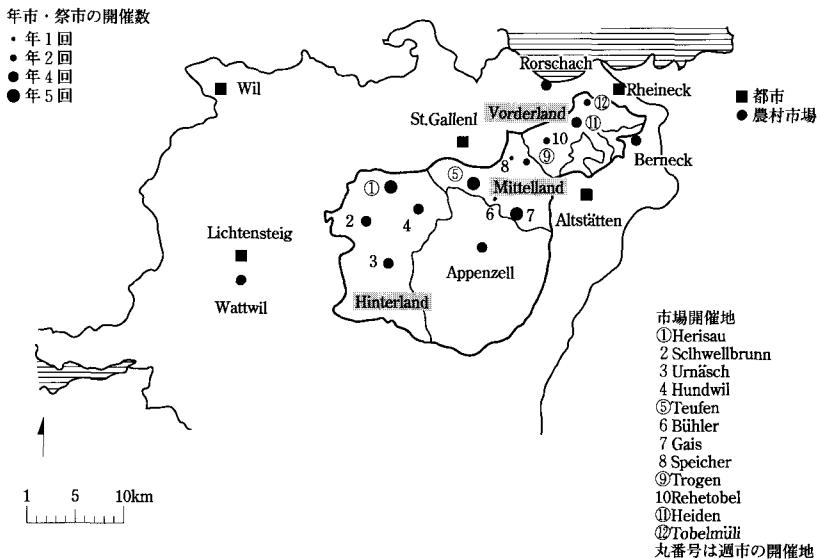
課題

都市邦ベルンを対象としたこれらの検討結果によって、前述のパイヤーのサーヴェイ論文における問題提起の三つの論点がそれぞれ個別の都市や個別の地域に即して裏付けられただけではなく、農村市場と都市邦の権力構造との関連が浮き彫りにされた。

これにたいして農村邦アウサーローデンを対象とした検討結果においては、農村市場と権力構造との関連を必ずしも十分に明らかにすることはできなかった。

したがって本稿の目的は、アウサーローデン邦の非市場取引と市場制度

図1 1850年までのアウサーローデン邦および隣接地域の市場開催地



(出典) 拙稿「18世紀東部スイスの市場制度」,『三田学会雑誌』81巻, 2号, 慶應義塾経済学会, 図1(124頁)。

表1 「大参会議事録」に記載されているアウサーローデン邦の農村市場

大参会議事録	市場開催地	記載内容	史料
1727年 11月13日	Tobelmueli	商館および市場規則の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.2, fol. 132r.
1728年 4月1日	Teufen	年市(4月, 10月, 11月)の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.2, fol. 137r.
1746年 11月24-27日	Tobelmueli	年市(2回)の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.2, fol. 137r u. 137v.
1754年 3月16日	Hundwil	年市(4月, 10月)の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.4, fol. 58v.
1754年 4月18-20日	Gais	年市の公認に対する要望	StAAR, Altes Archiv, 4.4, fol. 213v.
1776年 11月21-23日	Teufen	年市の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.4, fol. 215r.
1785年 3月6日	Teufen	年市の移動(4月から12月への)の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.7, S.354.
1792年 4月19-21日	Herisau	週市の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.8, S.584f.
1793年 11月21-23日	Schwellbrunn	家畜市の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.9, S.652.
1794年 2月8-10日	Schwellbrunn	年市(4回)の公認に対する要望	StAAR, Altes Archiv, 4.10, S.101.
1794年 11月20-23日	Schwellbrunn	年市(4月, 10月)の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.10, S.119.
1797年 6月8日	Hundwil	年市(2月, 8月)の公認	StAAR, Altes Archiv, 4.10, S.182.
1804年 1月19日	Speicher	年市(9月)の公認	StAAR, Neues Archiv, B.2.1, S.41.
1808年 8月17日	Rehetobel	年市(5月, 9月)の公認	StAAR, Neues Archiv, B.2.1, S.152.
1822年 6月21日	Teufen	年市(3月)の公認	StAAR, Neues Archiv, B.2.4, S.8.
1822年 12月2日	Heiden	週市の移動(水曜から金曜への)の公認	StAAR, Neues Archiv, B.2.4, S.17.
1823年 3月5日	Heiden	週市の移動(木曜から金曜への)の公認	StAAR, Neues Archiv, B.2.4, S.19.
1837年 11月13日	Herisau	家畜市の再開の公認	StAAR, Neues Archiv, B.2.9, S.197.
1843年 9月25日	Herisau	年市(12月)の公認	StAAR, Neues Archiv, B.2.13, S.256.
1843年 11月29日	Heiden	年市(3月ないしは4月, 12月)の公認	StAAR, Neues Archiv, B.2.13, S.336.

からなる市場秩序がどのような背景のもとに形成され維持されたのかを、18世紀における社会層のあり方を軸にして権力構造との関連で明らかにすることにある。

II 農村邦アベンツェル・アウサローデンの成立と権力構造

1. ザンクト・ガレン修道院領ラント・アベンツェル

アウサローデン邦は中世を通じてザンクト・ガレン修道院領ラント・アベンツェルに属する地域であった。

ザンクト・ガレン修道院の所領は修道院への寄進によって形成された¹⁴⁾。ラント・アベンツェルの所領についてはヴァルトラム (Waltram) により一括寄進が行われたとされているが、このことを示す史料は存在しない¹⁵⁾。史料として残されているのは19通の寄進証書である¹⁶⁾。

これら19通の寄進証書の内容を分析した結果を示したのが表2である¹⁷⁾。寄進書の発給年代は821年から950年にわたっており、とくに9世紀後半から10世紀初頭に集中して発給されている。この時期はザンクト・ガレン修道院の支配権が確立された時期とされている¹⁸⁾。

発給地はヘーリザウが一番多く、次いで多いのがザンクト・ガレン修道院である。

発給主体は寄進者によるものの方が被寄進者であるザンクト・ガレン修道院長によるものよりも多い。

証書の形式は寄進を内容とするものが11通、交換を内容とするものが7通、その他に境界の画定を内容とするものが1通である。

寄進を内容とするものの内訳は純粋の寄進が9通、寄進に基づく貸与が2通である。

また交換を内容とするものの内訳は寄進が明示されているものが2通、寄進が明示されていないものが5通である。

こうした寄進、貸与および交換がなされる場合の条件は次の通りである。

9074411711	ヘーリー ^ア	ヘーレーヴルト	森林	ヘーレーヴルト	ヘーレーヴルト	ヘーレーヴルト	ヘーレーヴルト
9074412411	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	森林	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア
9074412411	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	森林	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア
90907111811	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	森林	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア
90907111811	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	森林	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア
92141012311	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	森林	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア
9286711611	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	森林	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア
9306211211	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	森林	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア	ヘーリー ^ア

(H1) [] : 史料 ; (H2) [] : 史料 ; Stiftsarchiv St.Gallen, Urkunden, II, III, IV; Stiftsarchiv, Bd. I, Togen 1913.

貢租の支払を条件とするものが15通ある。その貢租の形態の内訳は現物・賦役が1通、現物または貨幣が4通、貨幣が9通である。

相続者の義務を当事者と同一とするものが10通、当事者と異なる義務を設定しているものが2通ある。

買い戻し権を拒絶したものが7通、後継ぎの断絶した場合に没収するものが5通ある。とくに後の時期になるほど買い戻し権の拒絶や没収を内容とする寄進書が増えてくる。

こうした傾向はザンクト・ガレン修道院の他の所領について9世紀後半から10世紀にかけての時期に広くみられる傾向である¹⁹⁾。

この時期においてトゥールガウはザンクト・ガレン修道院所領の中でも集積化が最も進んだ地域であり²⁰⁾、ラント・アベンツェルはその一角を占めているのでこうした傾向がより鮮明にみられると考えられる。

2. 農村邦アベンツェル・アウサーローデンの成立

こうしてザンクト・ガレン修道院はラント・アベンツェルにおいて土地領主および教会保護者として支配するのであるが²¹⁾、1345年に上級裁判権が帝国から売却され、裁判領主および体僕領主としても支配することになる²²⁾。

これにたいしてアベンツェル領民は1401年にザンクト・ガレン修道院長との間に紛争(「アベンツェル戦争」)を引き起こすが、1408年にシュヴァーベン騎士同盟やコンスタンツ司教などの連合軍の前に敗北する²³⁾。

しかしながらその後は盟約者団との関係が深まり、1411年における盟約者団七邦との同盟を経て、1513年にラント・アベンツェルはアベンツェル邦として盟約者団に第十三番目の邦として加入する²⁴⁾。

このことは修道院支配からの離脱にとって大きな意味を有しており、1517年には帝国税が55マルク銀(123ポンド15シリング相当)で、1518年にはラント貢租が100ポンドでそれぞれ修道院長により売却され²⁵⁾、最終的に1566年2月4日、アベンツェル領民はザンクト・ガレン修道院長から体僕

制解放状を一括で5,000グルденで買い取る。その際に両親の代にザンクト・ガレン修道院領の他の地域からアーベンツェル邦に移住してきた領民については解放状の対象からは除外された²⁶⁾。これら移住領民については個別に解放状が発布されている²⁷⁾。

それら移住領民の解放状の内容を検討した結果を示したのが表3である。解放状は1566年1月25日から1621年1月23日にわたって発布されており、とくに1566年の2月から3月にかけて集中して発布されている。また一括の解放状が発布される以前から個別の解放状が発布されていることも分かる。

出身地域はアルテ・ラントシャフトが最も多い。

解放状は本人を対象とするだけではなく、すべての場合について家族や将来の子孫までも対象としている。

記載内容をみてみると、体僕制からの解放、ファル（死亡料）や謝肉祭の鶏の義務からの解放、その他の義務からの解放が盛り込まれている。

さらに個々の解放状の記載内容をみてみると、ファルや謝肉祭の鶏が言及されていない場合もある。また解放状の発布に関して、金額の支払いが言及されている場合と言及されていない場合がある。さらに金額の支払いが言及されている場合でも、金額が明示されている場合と、金額が明示されていない場合がある。

こうした事実はどのように理解したらよいのであろうか。

ザンクト・ガレン修道院領の領民に対する体僕制支配の内容については、15世紀後半のレシュ修道院長の時代にラス（死亡料）の義務が廃止し、ファルの義務が最良の家畜の納入に限定されたとされている²⁸⁾。移住領民の解放状にもラスの義務についての言及ではなく、ラスの義務が廃止されていたことが裏付けられる。

またファルや謝肉祭の鶏が言及されていない場合があることや金額の支払いについての言及についても一律な形がとられていないことは、体僕制支配の内容が修道院所領内において決して一様ではなかったことを推測さ

表3 アペンツェル邦への移住領民の体操制解放状況

移住領民	移出領民	出身地	出身地	史科	対象	内容
Hans Gross	Othmar	AL	Tablat	LA, 2 Fehlmoos bei Rorschach	本人、妻、子供2人、将来の子孫 本人、妻、子供2人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Baucki	Hans Graf	AL	Wittenbach	LA, 3 Wittenbach	本人、妻、将来の子孫 本人、妻、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Jacob Brugmeister	Ulf Kunzer	AL	Waldkirch	LA, 5 Tablat	本人、妻、息子、将来の子孫 本人、妻、子供5人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Jacob Zuest	Hans Gschwend	AL	Tablat	LA, 6 Tablat	本人、妻、娘4人、将来の子孫 本人、妻、子供5人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Gschwend	Joachim Zaerst	AL	Rorschach	LA, 7 Rorschach	本人、妻、子供7人、将来の子孫 本人、妻、子供7人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Joachim Zaerst	Iorg Kremser	AL	Tablat	LA, 8 Rorschach	本人、妻、子供7人、将来の子孫 本人、妻、子供7人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Iorg Kremser	Jacob Hennman	AL	Tablat	LA, 9 Rorschach bei Goldach	本人、妻、子供7人、将来の子孫 本人、子供、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Jacob Hennman	Hans Lecher	AL	Tablat	LA, 10 Tablat [またはEngwilen]	本人、妻、子供2人、将来の子孫 本人、妻、子供2人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Lecher	Hans Liner	AL	Appenzell	LA, 11 A	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Liner	Nikolaus Zuehl	AL	Mojesberg	LA, 12 Banzau	本人、妻、子供4人、将来の子孫 本人、妻、子供4人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Nikolaus Zuehl	Crista Riedeler	AL	Tablat	LA, 13 Tablat	本人、妻、子供4人、将来の子孫 本人、妻、子供4人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Crista Riedeler	Hans Hafner	AL	Hauschotten bei Grossau	LA, 14 Straubenzell	本人、妻、子供4人、将来の子孫 本人、妻、子供2人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Hafner	Bastian Wuerz	AL	Rosnenzeli	LA, 15 Rosnenzeli	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Bastian Wuerz	Ulrich Hoegger	AL	Al	LA, 16 Rosnenzeli	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Ulrich Hoegger	Hans Schlaetter	AL	Niederdorf bei Grossau	LA, 17 Niederdorf bei Grossau	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Schlaetter	Hans Erwin	AL	Tablat	LA, 18 Tablat	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Erwin	Uli Funster	AL	Rosnenzeli	LA, 19 Rosnenzeli	本人、妻、子供4人、将来の子孫 本人、妻、子供4人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Uli Funster	Joerg Huber	AL	St. Peterzell	LA, 20 St. Peterzell	本人、妻、子供4人、将来の子孫 本人、妻、子供4人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Joerg Huber	Peter Lauchnauer	AL	Durstadtzell	LA, 21 Durstadtzell	本人、妻、子供4人、将来の子孫 本人、妻、子供4人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Peter Lauchnauer	Olma Blatter	AL	Gaisenwald [St. Gallen-Büren]	LA, 22 St. Peterzell	本人、妻、子供4人、将来の子孫 本人、妻、子供4人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Olma Blatter	Ulrich Haag	AL	Krinia	LA, 23 Krinia	本人、妻、子供4人、将来の子孫 本人、妻、子供4人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Ulrich Haag	Hans Schaefflhorn	AL	Rorschach	LA, 24 Rorschach	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Schaefflhorn	Jacob Wild	AL	Wittenbach	LA, 25 Wittenbach	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Jacob Wild	Hans Bischof	AL	St. Georgen in Tablat	LA, 26 St. Georgen in Tablat	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Bischof	Basti Di Baerg	AL	Bernhardiell	LA, 27 Bernhardiell	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Basti Di Baerg	Martin Feger	AL	Gaisenwald [St. Gallen-Büren]	LA, 28 Gaisenwald [St. Gallen-Büren]	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Martin Feger	Rudolf Horber	AL	Niederdorf in Grossau	LA, 29 Niederdorf in Grossau	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Rudolf Horber	Andreas Wiser	AL	Wald in Straubenzell	LA, 30 Wald in Straubenzell	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Andreas Wiser	Sebastian Steaub	AL	Masunzug	LA, 31 Masunzug	本人、妻、子供3人、将来の子孫 本人、妻、子供3人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Sebastian Steaub	Joerg Bilwyer	AL	ab der Egg bei Burgau	LA, 32 ab der Egg bei Burgau	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Joerg Bilwyer	Jacob Knauff	AL	St. Peterzell	LA, 33 St. Peterzell	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Jacob Knauff	Hans Keller	AL	Wieskellenbelebend/Moosleib	LA, 34 Wieskellenbelebend/Moosleib	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Keller	Hans Dienercz	AL	Flawil	LA, 35 Flawil	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Dienercz	Gottlieb Schmidbauer	AL	Rohrmunden	LA, 36 Rohrmunden	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Gottlieb Schmidbauer	Jacob Diez	AL	Mettendorf bei Grossau	LA, 37 Mettendorf bei Grossau	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Jacob Diez	Konrad Ha b iuezel	AL	Hettensberg in Muolen	LA, 38 Hettensberg in Muolen	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Konrad Ha b iuezel	Jacob Knielwolf	AL	T	LA, 39 T	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Jacob Knielwolf	Joachim Wettach	AL	Wattwil	LA, 40 Wattwil	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Joachim Wettach	Hans Wiert	AL	Galdach	LA, 41 Galdach	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Wiert	Joachim Schindlauer	AL	Dagersheim	LA, 42 Dagersheim	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Joachim Schindlauer	Bernhard Fisch	AL	[不明]	LA, 43 [不明]	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Bernhard Fisch	Hildegard Miltes	AL	Hettensberg in Muolen	LA, 44 Hettensberg in Muolen	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hildegard Miltes	Hans Reiticker	AL	T	LA, 45 T	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Hans Reiticker	Ambrosius Hartmann	AL	[不明]	LA, 46 [不明]	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放
Ambrosius Hartmann	Iorg Frueh	AL	T	LA, 47 T	本人、妻、子供6人、将来の子孫 本人、妻、子供6人、将来の子孫	体操制、割肉祭の魚、ファル、その他の養豚からの解放

せる²⁹⁾。

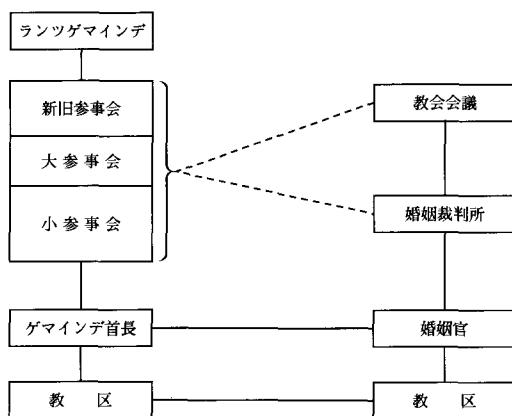
ザンクト・ガレン修道院の支配から離脱した後、アベンツェル邦では改革派のアウサーローデンとカトリックのインナーローデンの二つの地域の間に宗教改革をめぐる対立が表面化し、1597年に盟約者団の仲裁裁定により改革派のアウサーローデン邦と旧教のインナーローデン邦に分裂する³⁰⁾。

3. 18世紀アウサーローデン邦の政治構造

こうして成立したアウサーローデン邦の政治構造はどのようなものであつたのであろうか。

図2 18世紀アベンツェル・アウサーローデン邦の統治形態

世俗の統治組織 教会の統治組織



(出典) H. Ruesch, *Lebensverhältnisse in einem frühen schweizerischen Industriegebiet*, Basel/Stuttgart 1979, Graphik 7 (S. 20)

18世紀の段階においてアウサーローデン邦で最終的に形式的な立法権を握っていたのはランツゲマインデ（邦民集会）であった。この集会は毎年4月の最終日曜日に開催され、16歳以上の成年男子全員が刀剣携帯である限りにおいて有権者とされて出席することによって成立した。このランツゲマインデの開催地は、偶数年にはジッター川の右岸に位置するミッテル

ラントのトローゲンで、奇数年にはジッター川の左岸に位置するヒンターラントのフントヴィールというように1年おきに交替していた。これは開催地を固定した場合に生ずる地域的偏りを避けるための配慮であった³¹⁾。

このランツゲマインデの権能は次の8点であった。①ラント行政官の選出、②新法案の議決、③戦争・平和についての決定、④ラント法への新市民の受け容れ、⑤傭兵同盟の締結、⑥恩赦権、⑦限定された動議権、⑧盟約。

またランツゲマインデの場で選出されるラント行政官は次に挙げる10の役職であった。新邦知事(Landamman)，旧邦知事(stillstehende Landammann)，副知事(Statthalter)，ラント首長(Landeshauptmann)，財務官(Seckelmeister)，軍務官(Landesfähnrich)，書記，執務官(Landweibel)，ラインタール代官，ラインタール参事会書記。

ラインタール代官およびラインタール参事会書記を除いて、これらラント行政官の役職の任期は2年であり、そのうち副知事、ラント首長、財務官および軍務官の4つの役職については、前述のように地域的偏りを避けるためにジッター川右岸の地域および左岸の地域から各1名ずつ、計2名ずつが選出されていた³²⁾。

ランツゲマインデの1週間後にアウサーローデン邦の各ゲマインデにおける利益代表としてゲマインデ首長(Gemeindehauptmann)が選出される。ゲマインデ首長の任期も2年である。

さらにその1週間後に新旧参事会が開催される。その構成員となるのがラント行政官とゲマインデ首長である。新旧参事会は14名のラント行政官、98名の小参事会員、88名の大参事会員から構成されていた。

大参事会は新旧参事会も合わせて年6回開催され、上級裁判権と行政権、さらには実質的な立法権を握っていた。

大参事会の法律行為は次の8点を主な内容としていた。

- ①購買・費用・権利・境界をめぐる紛争、②その他種々の訴訟、③罰金、④姦通、⑤相続財産、⑥罵倒の争い、⑦仲裁提案、⑧支払命令。

これにたいして小参事会の法律行為は次の9点を主な内容としていた。

①購買・費用・権利・境界をめぐる紛争, ②罵倒の争い, ③その他種々の訴訟, ④相続問題, ⑤仲裁提案, ⑥支払命令, ⑦差し押さえ, ⑧姦通, ⑨罰金。

大参事会と小参事会では法律行為に著しい相違はない。しかしながら小参事会は邦の行政機関ではなく、ヒンターラントではウルネシュ, ヘーリザウ, フントヴィールの3箇所を交代しながら, ミッテルラントとフォルダーラントではトローゲンの1箇所で, それぞれほぼ毎月1回開催されていた。権限は大参事会に比して限定されており, 下級裁判権を掌握していたに過ぎない。

市場制度に関しては大参事が年市や週市などの市場の開催を各ゲマインデにたいして特権として認可する権限を握っていた。この大参事会の議事録が整備された形で記載されるようになるのは1706年からである³³⁾。

なお図2に示されているように, 大参事会は教会会議と婚姻裁判所に関する権能も有しており, 世俗の統治組織と教会の統治組織のピラミッド構造が重なっていた。したがって教会での日曜日や祝祭日での説教に関連して大参事会の名前で種々の公告が布告されているのである³⁴⁾。

III 18世紀ア彭ツェル・アウサローデン邦の社会層

ではこのような政治構造を構成した社会層はどのようなありかたをしていったのであろうか。

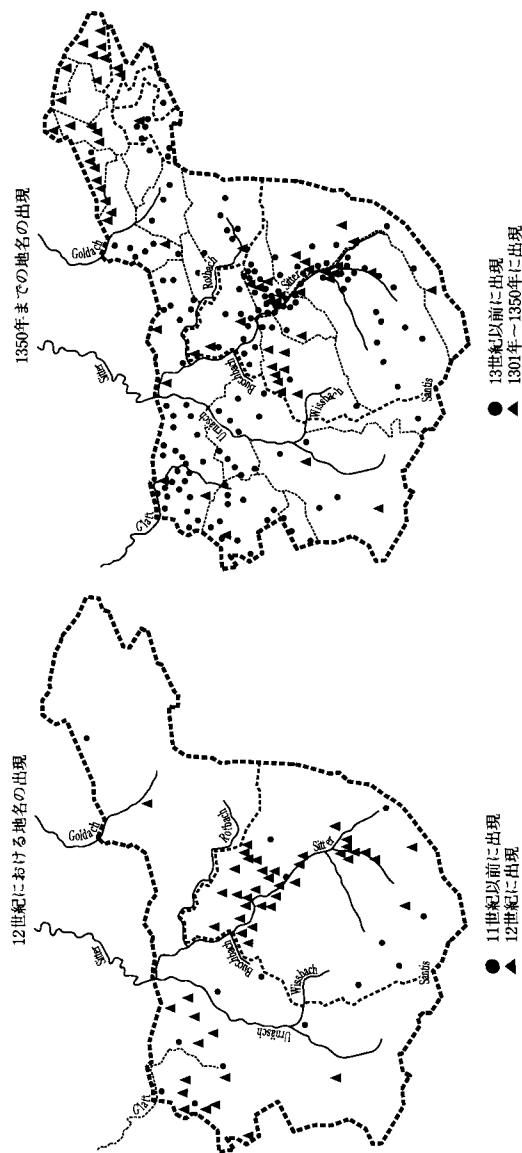
1. 農業基盤と農民層

まず農民層についてみてみよう。

ラント・ア彭ツェルは地形的に大きく分けてインナーローデンとアウサローデンの二つの地域から成り立っていた。

インナーローデンは谷間が開けた盆地状の地形であるのに対し, アウ

図3 ラント・アベンツェルにおける開墾活動の進展



(出典) P. R. Fischer u. a., *Appenzeller Geschichte, Bd. I*, Appenzell 1964, SS. 38-39.

サーローデンは峡谷によって複雑に細分化された丘陵状の地形である³⁵⁾。

開墾活動は5世紀中葉から6世紀末にかけてのアレマン族の植民活動に始まり、7世紀初頭からはフランク族による軍事的植民活動による開墾活動が行われる。ここに至るまでは主としてヒンターラントが開墾活動の場であった。その後10世紀以降にザンクト・ガレン修道院の支配が確立されるとザンクト・ガレン修道院長による意識的な開墾活動が行われるようになり、インナーローデンにおいても開墾が積極的になされるようになる。

アウサーローデンは異なる三つの地域から成り立っており、開墾活動は地形的に開墾の容易な西のヒンターラントから始まり、次第に開墾の困難なミッテルラントそして最後にフォルダーラントへ進んでいった。12世紀に至るまでは主にヒンターラントが開墾活動の場であったが、図3で示されているように、12世紀以降はミッテルラントやファルダーラントにおいても開墾活動が行われるようになる。さらにフォルダーラントの一部では13世紀後半以降にコンスタンツ司教による開墾活動もなされた³⁶⁾。

こうした開墾活動の結果として成立した定住地は孤立農家と小村から成る散村という集落形態をとっていたとされている³⁷⁾。

近世初頭の段階でこの地域においてとられていた農業形態は休閑地農法(Egertenwirtschaft)と呼ばれるものである。これは2、3年継続して畠地として利用して穀物を耕作した後、6～8年継続して牧草地や放牧地として利用することを交互に繰り返すものであり、穀物生産よりも牧畜や酪農に重きを置いた農業形態であった³⁸⁾。

牧畜や酪農による生産物は卵、乳牛、子豚、羊、鶏、チーズ、乳清、牛乳、バターなどである。これらの生産物はすでに14世紀の段階の史料『ラント・アベンツェルにおけるザンクト・ガレン修道院の権利および収入目録』に修道院への主たる貢租として挙げられている³⁹⁾。

のことから遅くとも中世末にはラント・アベンツェルでは牧畜や酪農に重きを置いた農業構造への転換がなされたとされている⁴⁰⁾。

その背景としては3点ほど挙げることができる。

第一に、近隣地域において牧畜や酪農の生産物に対する需要が増大したこと。

第二に、丘陵地帯もしくは山岳地帯の気候条件のために、収穫に至るまでの間に天候の影響を受けやすい穀物に比して、あまり影響を受けない牧畜や酪農の方が適していること。

第三に、牧畜や酪農に重きを置くということはザンクト・ガレン修道院による耕作強制からの解放という政治的意味を有していたこと⁴¹⁾。

17世紀になるとこれに加えて、シュヴァーベンをはじめとした隣接地域から穀物を安価に輸入することができるようになり、農業生産は労働節約的な牧畜や酪農に傾斜していった⁴²⁾。

したがって穀物商人などによって輸入された穀物を家畜や酪農製品と恒常に交換するための取引の場として市場が必要とされるようになった。17世紀以降にアウサーローデン邦で家畜市や年市や週市などの市場が開催されるようになる背景にはこのような事情があった⁴³⁾。

2. 手工業基盤と手工業者層

次に手工業者層についてみてみよう。

表4-1, 表4-2および表4-3は18世紀末から19世紀初頭にかけて作成された『営業特許状目録』⁴⁴⁾を基にして、アウサーローデン邦の三つの地域別に各ゲマインデの職業分類を示したものである。

表4-1, 表4-2および表4-3は職業分類を目的にしているので、複数の職業を兼業していることは反映されていない。そこで複数の職業を兼業していると申告しているケースだけをまとめて示したのが表5である。

これらの表をみると、18世紀末の時点であるが、どのゲマインデにおいても肉屋、パン屋、靴屋をはじめとした日常生活必需品を供給する職業のみならず、実に多様な職業が展開していることが分かる。

またこの表の中で製粉業として挙げたのは水車場のことである。表5をみれば、製粉業とパン屋を兼業しているケースが多いことから、農民が自家

表4-2 「營業特許状目録」による職業分類（ミッテルラント）

マイナーカテゴリー		総人口数(人)	Teufen	Buchslen	Gais	Speicher	Trogen	新規開拓業	既存業	
織物業・織物商關係	織物業 織物商	3778	935	2475	2150	2260				1
	紡糸業	141	122	32	68	140	70			1
	織布工	56	19	35	94	32				1
	刺繍業	21	1	4		2				1
	靴下織業	7								1
	漂白業	1								1
	染色業									1
	厚手生地製造業									1
	生糸業	4								1
	紡糸機製造									1
	織物商	2		4	1	9				3
	織物小売商									1
	仲買人		1							1
	衣被中買人									1
	紡糸商	1		1	2	4				1
	紡糸小売商									1
	刺繡商									1
	買い付け人									1
小計		92	21	47	100	19				1
商取引	雜貨・小売商	4	1	2	5	1				1
	衣被人									1
	农務商									1
	被類・瓦斯油業者									1
	塗・絞類・瓦斯油小売商									1
	パン・米穀・豆類販賣									1
	米谷商									1
	肉小売商									1
	酪農品小売商									1
	酒類販入									1
	ふどう酒販入									1
	皮衣販入									1
	金屬製品販入									1
	鍛製品販入									1
	馬具販入									1
	宿屋	8	3	6	9	9				1
	小計	21	8	15	25	11				1
製造業	パン屋	8	2	10	11	5				1
	製粉業	6	1	5	1	7				1
	酪農品製造									1
	肉舖	4		2	3	2				1
	皮革製造									1
	靴製造									1
	小計									2

(脚注) STAAR Helvetisches Archiv, 14.5. Verzeichnis der Handels und Gewerbeunternehmen, A11数(1799年)の3 STAAR, Helvetisches Archiv, KA/Sc, HA A R 98 F 8/9/10.

表4-3 「営業特許状目録」による職業分類(フォルダーラント)

Reihenfolge	Wald	Grub	Heiden	Luzenbach	Wohlthaler	Wörthausen	Rense	製修業業 皮毛り工業		2	2	
								大工	水車大工 車大工			
職業・職物商問 職業・職物商問	総人口数(人)	総業者数(人)	総生産者数(人)	総雇用者数(人)								
	総人口数(人)	職業・職物商問計(件)			28	20	4	21	4	13	3	5
	販売業				1							
	紡糸業				1							
	織布工											
	靴下機業											
	染色業											
	什立て業											
	織物問											
	仲買人											
	衣服仲買人											
	紡糸商											
	紡糸小売業											
	刺繡商											
	買い物受け人											
商取引	卸貸・小売商				31	22	5	26	7	15	3	6
	卸商				2	1	11					
	行商人											
	喫食商											
	米穀類・豆類販売											
	塩・ソース・豆類小売商											
	パン・菓子類・豆類販売											
	家畜小売商											
	肉小売商											
	菓器品商人											
	飲食品小売商											
	酒類商人											
	どう酒商人											
	皮布商											
	金属製品販売											
	鍛製品商人											
	居酒屋				3	3	2	2	1	1	1	2
	宿屋				3	3	4	22	4	10	1	2
製造業	パン屋				8	4	1	12	4	8	1	2
	製粉業				3	3	2	4	2	8	1	3
	醸造品製造				3	1	1	3	1	3	1	3
	肉屋											
	皮革製造				1	1					0	0
	靴製造										0	0
	その他の										3	3
典拠) STAAR, Helveticisches Archiv, 14.5, Verzeichnis der Handels- und Gewerbezettel. 人口数(1997年)のみ STAAR, Helveticisches Archiv, KA/SG, HA A R 98 F 8/9/10.												

用のパンを焼くために製粉業者のところに穀物を持ち込んで挽いてもらうことの他に、パン屋が商品としてパンを製造するために穀物を挽くのに水車場を利用していたと考えられる。水車場はその他に製紙業、火薬製造業、鋸の動力源としても利用されていたとされている⁴⁵⁾。

『営業特許状目録』の調査の対象には農民層は含まれておらず、住民のほとんどが牧畜や酪農を基盤とする農業を生業としていたと考えられる。またこうした職業のほとんどは各ゲマインデの中心地で営まれていたと考えられることから、周辺の農村部における農民の購買力の大きさをみてとることがができる。

ではこうした農民の購買力の源泉はどこにあったのであろうか。

農民の購買力の源泉の一つは前述の牧畜や酪農における家畜や酪農製品の販売であるが、もう一つは紡糸や織物の生産・販売であった⁴⁶⁾。

すでに中世の段階において都市ザンクト・ガレンの周辺の農村部では亜麻が栽培され、農民が自家用の衣服を生産する亜麻織物業が農村において展開していた。中世末頃からは商品生産を目的とした亜麻の紡績や織布が農民の副業として営まれるようになり、16世紀から17世紀前半にかけて亜麻織物業が幅広く展開するようになる。しかしながら亜麻織物の生産工程における漂白や染色などの仕上げ工程は複雑な工程であり、高度な技術的熟練と知識を必要とする工程であった。これらの工程についての技術的熟練と知識は中世以来、ボーデン湖沿岸地域における最大の規模と最高の品質を有する亜麻織物生産を誇っていた都市ザンクト・ガレンの職人層が蓄積してきたものであり、厳しいツンフト規制を布いていた。そのためにアウサーローデン邦、インナーローデン邦およびトッゲンブルクなどの農村部の織布工には仕上げ工程を掌握することは困難であった。農村部の織布工は粗布を都市ザンクト・ガレンに持ち込み、都市の仕上げ業者に漂白や染色などを行ってもらい代金を支払う形をとらざるを得なかった。さらに輸出製品として販売するためには高度な品質管理が要求され、製品規格についての厳格な検査を必要としたが、この検査についてもやはり中世以来

の亜麻織物の輸出業の展開の中で培われた、流通・販売についての豊富な経験と知識を有する都市ザンクト・ガレンがイニシアティブを握っていた。すなわち周辺の農村部は紡績や半製品の生産を担い、都市ザンクト・ガレンは仕上げ工程と検査と輸出取引を担うという分業体制が維持されていた⁴⁷⁾。

こうした亜麻織物生産における都市と農村の分業体制にたいして都市ザンクト・ガレン周辺の農村部の織布工や商人の間から、17世紀後半になると、自前の仕上げ工程や検査制度を備えたり、都市ザンクト・ガレンの織物商人を介さずに独自の販売ルートで輸出する試みがなされるようになる。アウサーローデン邦でも自前の仕上げ工程を備えたり、有力な販売先であるフランスのリヨンに独自に輸出したりした。亜麻織物検査制度も1667年にトローゲンに、1750年にはシュパイヒェルに設立された。こうした農村部での仕上げ工程や検査制度の整備や輸出の試みは当然のことながら都市ザンクト・ガレンとの対立をもたらすことになる。しかしながら生産自体に関してみれば、最上質の亜麻織物は別として、一般向けの亜麻織物に関しては安価で大量に生産できる農村部での生産の方が有利であり、都市ザンクト・ガレンの織物業者や織物商人の間に農村部での生産に結びつく動きも出てくる。こうして都市と農村の分業体制に構造変化が生じてくる⁴⁸⁾。

とくにアウサーローデン邦では17世紀後半以降の亜麻織物業と亜麻織物商業の展開を引き継ぐ形で、18世紀の30年代から導入されるようになるバルケント織物業を経て、1760年代以降になるとマフラーや服地として利用される綿モスリンおよび刺繡製品を生産する綿織物業が飛躍的に展開するようになる。こうした商品は主としてフランスに輸出されていた⁴⁹⁾。

ではこうした織物業の生産工程において生産者はどのように関わっていたのであろうか。

まず紡績工程をみてみよう。

亜麻の紡糸については農民の副業によって生産されていた。農民が生産

した紡糸は農民自身や商人を通じて直接的もしくは間接的に、市場を通じてもしくは直接織布工に売却された。ただしアウサーローデン邦の亜麻織物業の生産活動が拡大して紡糸や粗布が払底してくるようになると、アウサーローデン邦の商人がラインタールやトゥールガウの市場で紡糸や粗布を買い付けたり、さらに後になるとシュヴァーベンやシュレージエンから紡糸や粗布を輸入することもみられた⁵⁰⁾。

綿の紡糸については、ツェルヴェーガー家などのアウサーローデン邦の商人がレヴァント（マケドニア、小アジア、キプロス）やフランス領西イングランドから輸入した綿花を、マルセイユ、ジェノヴァ、ヴェネティア、トリエステといった港を経由して輸入し、アウサーローデン邦においてのみならず、グラールス、トッゲンブルク、ラインタールなどにおいても紡糸工に加工させていた⁵¹⁾。

次に織布工程をみてみよう。

表4-1,表4-2および表4-3に織布工として挙げられている者は少ない。これはどのような理由によるものであろうか。

同表において「織物業者」として分類されているのは『営業特許状目録』ではファブリカント (Fabrikant) と記載されている。このファブリカント層の一部が織布工程に従事していたのである。

ファブリカント層について A・タンナーは次に挙げるような6つの類型化を行っている⁵²⁾。

- ①織布工を雇用したりあるいは織布工を雇用せずに、生産と同時に商業を営む者。
- ②当初は仲買人 (Verleger) であり、のちに自分の商品を自分で輸出する者。
- ③商人から糸を購入し、織布工に織らせ、織物を邦内外の商人に販売する者。
- ④仲買商人 (Verlegerkaufmann) から手数料をもらって活動することも部分的にはあるが、同時に自己の費用で紡績させたり織布させる者。

⑤零細經營で、家族構成員のみ、あるいは近隣の賃金労働者をごく少数雇用する者。

⑥自己の計算と費用で活動する自立的生産者。

ただしタンナーは必ずしも史料的根拠を必ずしも十分に明らかにしていない。そこで史料的に明らかにできる範囲でファブリカント層の經營実態についてみてみることにしよう。

表6はファブリカントが雇用契約を結んでいる織布工の数をゲマインデ別および規模別に整理したものである。基にした史料は『営業特許状目録』であるので、前述のように自己申告という事情を考慮しなければならないということはあっても、おおよその傾向は分かるであろう。

家族經營や少数の織布工と雇用契約をしているファブリカントは申告時に自らも織布業に従事していると答えているケースが多い。このことから少なくともファブリカント層の下層部分は自ら織布工程に関わっていると考えられるし、織布工の中からファブリカントに上昇する可能性もあったと考えられる。ファブリカントを「織物業者」として分類したのは、このように生産工程との結びつきが強いためである。

また表6によれば契約している織布工の総数は各ゲマインデの人口数に比してかなり少ないのであるが、これには二つの理由が考えられる。

一つは自己申告するために織布工の数を実際よりも少なく申告していること⁵³⁾。

もう一つはゲマインデの中心地やごく近隣に居住している織布工のみを挙げていること。

18世紀後半以降のアウサーローデン邦においてはほとんどの農民家計が家族労働を基盤とした織布工程に支えられていたということであるから⁵⁴⁾、何らかの形でファブリカントと契約を結び織布工程に従事していた織布工の総数は、ここに挙げられた数字の数倍に達していたと考えられる。

さらに表6をみると、有力ゲマインデだけではなく、中小ゲマインデでも、多くの織布工と契約を結んでいるような大規模經營を営むファブリカ

ントの存在を知ることができる。このことは綿織物業が広く農村に展開するようになり、中小ゲマインデでも大規模経営を営むファブリカントが活動していたことを物語っている⁵⁵⁾。

このような綿織物業の展開を承けて、アウサローデン邦でも漂白業、染色業および仕上げ工程が職業として確立されるようになる⁵⁶⁾。

表4-1、表4-2および表4-3の特許状の件数でみると、漂白業についてはヘーリザウが10件、トイフェンが7件挙げられている。染色業についてはヘーリザウが2件、トイフェンが1件挙げられている。仕立業についてはヘーリザウが9件、トイフェンが4件、シュヴェルブルン、シェーネングルント、ウルネシュ、シュパイヒエル、トローゲン、ヴァルトおよびルツツエンベルクが各1件挙げられている。

前述のようにファブリカント層の中には織布工程に自ら従事する者が多く存在するが、本来は織物業の生産工程間の仲介をするような形の商取引を営む者である。また表5をみると、ファブリカント層の中にはさまざまな形の商業活動を兼業している者も多い。

こうした商業活動と商人層のあり方について次にみてみることにしよう。

3. 商業基盤と商人層

商取引といつてもその活動内容は実に多様である。

表4-1、表4-2および表4-3で示されている穀物や塩や豆類などの食料品、チーズや乳清などの酪農製品、そしてぶどう酒や火酒などの酒類の取引は『営業特許状目録』の記載では行商や店舗販売によってなされている。

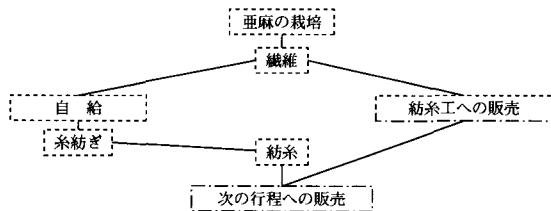
また居酒屋や宿屋を商取引の項目に入れているのは、居酒屋や宿屋が商取引に関わっていたという事実があるからである。表5によれば、居酒屋がさまざまな生産活動や商取引を兼業していたことが分かる。

次に織物業をめぐる商取引をみてみよう。

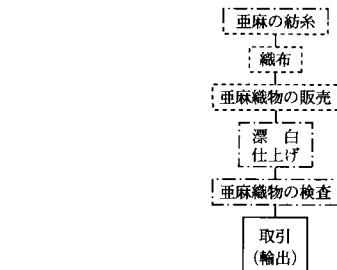
図4と図5は亜麻織物業と綿織物業の生産工程を示したものである⁵⁷⁾。

図4 アベンツェル・アウサーローデン邦における亜麻織物業の生産工程

<亜麻の紡糸 (18世紀初頭まで)>



<亜麻織物業 (18世紀末まで)>



生産者 -----
 中間商人 -·--· 商人 ———

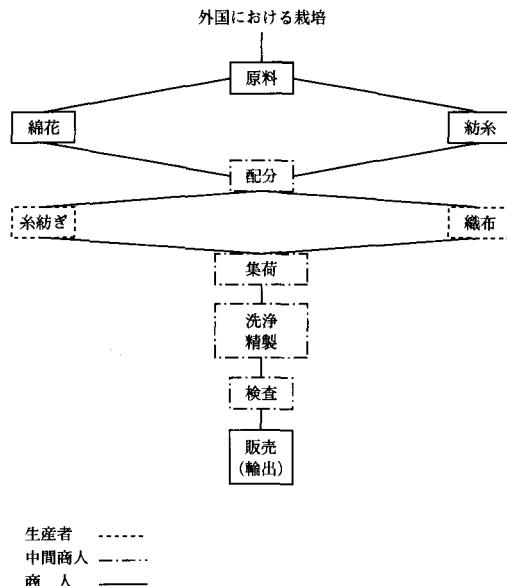
(出典) H. Ruesch, *Lebensverhältnisse in einem frühen schweizerischen Industriegebiet*, Basel/Stuttgart 1979, Graphik 14 (S. 145)

亜麻織物業の場合には、農民が生産した亜麻を自分で紡ぐか、紡糸工に販売するか、こうした紡糸が市場を通じて、あるいは中間商人 (Zwischenhändler) を通じて、織布工の手に入る。織布工は布を織り上げ、中間商人に販売する。中間商人はこれを仕上げ工程に回す。輸出に関わるのは大商人である⁵⁸⁾。

綿織物業の場合には、大商人が輸入した原綿を直接紡糸工に紡がせたり、中間商人が原綿を買い取って紡糸工に紡がせたりする。この紡糸を中間商人が織布工に労賃を支払って配分して織らせる。中間商人はこれを集荷し、仕上げ工程に回す。輸出に関わるのは大商人である⁵⁹⁾。

これから分かるように、亜麻織物業から綿織物業へと移行することに

図5 アーベンツェル・アウサーローデン邦の綿織物業における生産工程



(出典) H. Ruesch, *Lebensverhältnisse in einem frühen schweizerischen Industriegebiet*, Basel/Stuttgart 1979, Graphik 16 (S. 149)

よって、輸入原料である綿花の輸入を掌握している大商人が生産に関与する度合いが大きくなり、その反面で織布工や紡糸工が大商人や中間商人に依存する度合いが大きくなり独立性を失っていった。このことについては買い入れ制 (Kaufsystem) から問屋制度 (Verlagsystem) へという織物業の生産工程の構造転換を示すものとされている⁶⁰⁾。

ここで中間商人として挙げられているのは、亜麻織物業の場合には紡糸商人とファブリカントを指し、綿織物業の場合にはファブリカントを指す。亜麻織物業の場合、紡糸商人は紡糸を農民から買い取ったり、市場を通じて購入し、これを織布工に販売したり、市場を通じて販売する形をとった。こうした亜麻の紡糸商人はかなり早くからみられた。1579年の時点でアーベンツェル邦全体で紡糸商人が82人、そのうちアウサーローデンでは63人の紡糸商人が活動していたとされている⁶¹⁾。

綿糸の導入とともに、原綿を輸入した大商人および大商人から原綿を購入したファブリカントがそれぞれ自ら紡糸工に加工させるようになるので、紡糸商人の活動基盤は失われる。

ファブリカントは自ら織布活動に従事するのと併行して、紡糸工程や織布工程の生産工程間の流通に関わったり、大商人を通じて間接的に外国輸出に関わったりしていた。もちろんファブリカントより小規模な形ではあっても流通に関わる商人がおり、彼らは仲買人（Verleger）とか買い付け人（Käufer）と呼ばれしており、商人や生産者の委託を受けたり、あるいは自らの才覚で流通に関わっていた。こうした仲買人や買い付け人の中からファブリカントに上昇する可能性もあったと考えられる。

亞麻織物業や綿織物業をめぐる商業活動の頂点に立つのが大商人であり、外国からの原綿の輸入と外国への綿織物の輸出に従事しており、表4-1、表4-2および表4-3においては「織物商」や「紡糸商」として分類されている。彼らはヘーリザウやトローゲンやハイデンなどの有力グマインデにおいて有力家系を形成し、17世紀、18世紀を通じてアウサーローデン邦の歴代の邦知事を輩出した。とくに代表的な家系はヘーリザウのヴェッター家（Wetter）とトローゲンのツェルヴェーガー家（Zellweger）である⁶²⁾。

IV 市場秩序と社会層の関連

ではこうした社会層のあり方は市場秩序のあり方とどのように関連していたのであろうか。

すでに述べたように、アベンツェル邦は16世紀中葉の段階でザンクト・ガレン修道院領から離脱する。図1でみるように、ザンクト・ガレン修道院領にとどまった地域には都市と農村市場が併存しているのにたいして、アベンツェル邦には農村市場のみが存在する。このことは封建領主制のあり方の違いが農村市場の成立のあり方と関わっていることを示すものと考

えられる。

また16世紀末に分裂したアウサーローデン邦とインナーローデン邦を地形的に比較すると、インナーローデン邦が市場町アベンツェルを中心とする盆地状の地形であるのにたいして、アウサーローデンは丘陵地帯の複雑な地形であり、しかも水流を利用する機会が多い。図1でみると、アウサーローデン邦においては12のゲマインデにおいて農村市場が成立したのにたいして、インナーローデンは1のゲマインデでしか成立しなかった背景にはこうした地理的条件の差異があったと考えられる。

さらにアウサーローデン邦を細かくみていくと、ヒンターラントは河谷沿いの平地と小さな水流の走る丘陵地帯が併存、ミッテルラントは小さな水流が走る丘陵地帯、フォルダーラントは高度の高い丘陵地帯というように地形的に差異があり、このことが開墾の難易度につながり、ひいては農村市場の成立に関しても三つの地域の間で差異をもたらしたと考えられる。農村市場が成立したゲマインデの数と年市の延べ回数をみると、ヒンターラントが4ゲマインデ、延べ17回、ミッテルラントが4ゲマインデ、延べ12回、フォルダーラントが3ゲマインデ、延べ8回である⁶³⁾。

一般的にとらえればこのように考えることができるとしても、具体的に個別の農村市場がどのような経緯のもとで成立したのかを明らかにしていくためには、農村市場のあり方とアウサーローデン邦の権力構造との関連をみていかなければならない。

1. 市場秩序のあり方

まず市場秩序のあり方がどうであったのかを整理してみよう。

アウサーローデン邦では18世紀に非市場取引の再編成が行われて市場制度が確立される⁶⁴⁾。これは確かに売買活動の自由を制限するという意味を有しているが、それ以上に売買機会の増大をもたらした。したがって非市場取引の再編成については、社会層相互間やゲマインデ相互間やゲマインデとラント間の利害対立は少なかった。これにたいしてスイスの他の地域

や外国からの商人や行商人にとっては、非市場取引の再編成は不利益をもたらしたと考えられる。

次に市場の開催地や開催日の設定についてみてみよう。

隣接する地域の市場との関係については、トーベルミュリの週市の公認とガイスの年市の市場開催日の設定が適切な例である。

共同支配地であるラインタールの都市ライネックの市場開催の利益を妨害する目的で、ラインタールとの境界近隣の小村トーベルミュリに意識的に週市の開催を公認した。またガイスの年市はラインタールの都市アルトシュテッテンおよびインナーローデン邦の市場町アベンツェルの年市の開催日の前に設定されていた⁶⁵⁾。

これについては、社会層相互間やゲマインデ相互間やゲマインデと邦間の利害対立は少なかった。

有力ゲマインデの市場の場合には、市場制度整備以前の市場を追認したり、市場新設を即座に公認している。また市場開催日については、市場制度整備以前の開催日を追認したり、市場開催に伴う利益の大きい春と秋に設定されるケースが多い。

中小ゲマインデの場合には、公認を申請しても遅らされたり、公認されても公認のための条件を付帯されたりしている。また市場開催日については、有力ゲマインデの市場開催日から離したり、春と秋を避けて設定されるケースが多い⁶⁶⁾。

これらのことから有力ゲマインデの農民や手工業者や中小商人の利益を、中小ゲマインデの農民や手工業者や中小商人の利益よりも優先したと考えられる。但しこれら中小ゲマインデにとっては最終的に公認されることが重要だったので、公認の条件を満たすことは大きな問題とはならなかつた。

次に邦全体の市場開催日についてみてみると、近隣のゲマインデの開催日との接近を避けたり、年市と週市の開催曜日を重ねることがみられた⁶⁷⁾。これは大参事会としては、邦全体の市場開催日をめぐる利害対立を調整し

たと考えられる。

ではこのような市場秩序のあり方と社会層のあり方にはどのような関連があったのであろうか。

2. ラント内の社会層のあり方

このことを明らかにするために、1848年までについて、アウサーローデン邦で年市や週市が成立したゲマインデの各々について、社会層のあり方を詳しくみてみよう。

表7は表4-1, 表4-2および表4-3で示した職業分類を大項目別にゲマインデ別の比率でとらえなおしたものである。

これをみると次のようなことが言える。

ヒンターラントでは、ヘーリザウとウルネシュとフントヴィールが17世紀以前の段階で祭市も含めて何らかの形で市が開催されていたゲマインデである。シュヴェルブルンはようやく18世紀末に年市が公認されている。

表7によれば、ヘーリザウについては、すべての項目のゲマインデ別比率が最も高い。ウルネシュについては、商取引・製造業の比率が比較的高い。フントヴィールについては、酪農品製造の比率が比較的高い。シュヴェルブルンについては、職業人口、職業総計、織物業・織物商関係の比率がヒンターラントではヘーリザウに次いで高い。シュヴェルブルンにおいて年市が18世紀末に公認された背景はここにあると考えられる。

ミッテルラントではトローゲンが17世紀以前の段階で何らかの形で市が開催されていたゲマインデである。これにたいして、トイフェンやガイスは18世紀に、シュパイヒエルはようやく19世紀初めになってはじめて、それぞれ市場が公認されている。

トローゲンについては、織物業・織物商関係の比率が比較的高いことを指摘できるが、むしろトイフェンやガイスやシュパイヒエルの方が比率としては上回っている。これについてはトローゲンはとくに大規模に輸出業に従事していた大商人の居住地であることを合わせ考える必要がある。

シュパイヒエルは織物業者の数は多いけれども、表6から分かるように家族経営が多い。

このようにミッテルラントでは、有力ゲマインデのトローゲンの市場が17世紀以前の市場の追認という形をとったのにたいして、他のゲマインデの中で、織物業者や織物商の比率の高いゲマインデは18世紀から19世紀初頭にかけて年市や週市が公認されている。

フォルダーラントではハイデンが17世紀以前の段階で何らかの市が開催されていた。これにたいしてレーエトーベルはようやく19世紀に入って年市が公認されている。

表7によれば、ハイデンはフォルダーラントの中では、職業人口、職業総計、製造業、その他の職業の各項目において、他のゲマインデを上回っている。レーエトーベルは織物業・織物商の比率においてハイデンを上回り、他のゲマインデを上回っているほかに、総人口数や職業人口や職業総計の各項目においてフォルダーラントの中では二番目に比率が高い。また表6をみれば、レーエトーベルの場合、織物業者に雇用されている織布工の数はフォルダーラントでは最も多い。19世紀に入ってであるが、レーエトーベルの年市が公認された背景はここにある。

3. ゲマインデ内の社会層のあり方

次にゲマインデ内において社会層はどのようなありかたをとっていたのかをみてみよう。

表8は表4-1、表4-2および表4-3で示した職業分類を大項目別にゲマインデ内の比率でとらえなおしたものである。これをみると次のようなことが言える。

年市や週市が開催された有力ゲマインデ、中小ゲマインデとともに、織物業・織物商のゲマインデ内比率が高く、それぞれのゲマインデにおいて織物業や織物商に従事している割合が高く、ゲマインデの住民の生活水準と需要の高さを裏書きしている。

このように市場の開催地や開催日の設定については、とりわけ織物業や織物商に従事している人口の割合が比較的高いゲマインデが、住民の生活水準の高さを背景にした需要の高さを基盤に、年市や週市などの開催を必要としており、そのことが既存の市場の追認や新たな市場の公認につながったと考えられる。

このことを確認するために、年市や週市の公認について事実上の決定権を握っていた大参事会、小参事会およびラント行政官のメンバーの出身ゲマインデや社会層を次にみてみよう。

表9は農事暦の『アペンツェル暦』の1797年版⁶⁸⁾に掲載されているアウサーローデン邦の大参事会、小参事会およびラント行政官のメンバーのリストを『営業特許状目録』に記載されている人物と照合させて作成したものである。

同姓同名の可能性があることなど必ずしも正確に同定できないので不確定要因が大きいが、およそその傾向を読みとることはできるであろう。

大参事会、小参事会およびラント行政官のメンバーの多くは主として上記のゲマインデを出身ゲマインデとしていること、彼らの職業は織物業・織物商関係がとくに多いことが分かる。

このように織物業や織物商を営む社会層が多く居住するゲマインデを出身ゲマインデとする社会層が大参事会で大きな発言権を有し、市場の開催についてさまざまな働きかけを行っていたと考えられる。市場開催日について大参事が邦全体の市場開催をめぐる利害対立を調整していたのも、出身ゲマインデの意向が反映された結果であると考えることができる。

ではそこにはどのような事情が働いていたのか。

アウサーローデン邦ではたとえ形式的ではあっても立法権はランツゲマインデが掌握しており、一方的に有力ゲマインデや有力ゲマインデに生活基盤を置く大商人の利害だけを反映することはできなかった。その一方で、中小ゲマインデの利害は織物業者・織物商の社会層がゲマインデ首長に選出されて、大参事会、小参事会およびラント行政官の構成メンバーに任じ

られることによって反映される形をとったので、ランツゲマインデを支えた農民の意志は必ずしも直接に反映されなかつたと考えられる。

V 結 語

最後に農村市場と権力構造との関連という視角から、農村邦アウサーローデンの場合を都市邦ベルンの場合と比較してみよう。

まず第一に農村市場の成立時期については次のように言うことができる。

ベルン邦の場合には17世紀中葉に至るまで、自生的に成立した農村市場が追認されたり新たに市場として公認されたりして、多くの農村市場が成立した。17世紀後半以降になると市場の成立は皆無になる。こうした農村市場成立の衰退傾向はチューリヒやルツェルンといった他の都市邦にもみられるが、ベルン邦の場合はとくに顕著である。

アウサーローデン邦の場合には、17世紀以前の段階で自生的な市場が有力ゲマインデに成立していた。18世紀になると、有力ゲマインデのこうした自生的な市場が追認されたり、年市や週市のあらたな開催が公認された。これにたいして中小ゲマインデの場合には、18世紀になってはじめて、場合によっては19世紀になって市場の公認がなされた。

次にゲマインデの利害が農村市場の成立にどのように反映していたのかという点については次のように言うことができる。

ベルン邦の場合には、小都市や既存の農村市場の抗議を受け入れる形でゲマインデからの公認申請を却下したり、ゲマインデの利害よりも小都市や既存の農村市場の利害が優先された。これにたいしてアウサーローデン邦の場合には、公認の時期を遅らせたり、公認のための条件を付することはあるても、最終的に公認の申請を受け入れたり、邦全体の市場開催日はできる限り利害対立を排除する形で設定することによって、ゲマインデの利害がより反映された形で市場秩序が成り立っていた。この点で都市貴族を基盤とする支配構造を有したベルン邦と異なり、ランツゲマインデを基

盤とした権力構造を有したアウサローデン邦の場合にはゲマインデの利害が反映される形をとった。

第三に国家の権力構造との関連という観点からみてみると次のように言うことができる。

都市邦ベルンの場合には、都市貴族を主要メンバーとする立法機関である拡大参事会が、行政機関である小参事会の意向とその背後にあるゲマインデや地域の利害と対抗勢力の利害の間で生ずる対立の調整を図った。この点で都市貴族による寡頭制支配といつても、少なくとも市場秩序に関しては主都による一方的な支配構造がみられたわけではないことが確認できた。

これにたいしてアウサローデン邦の場合には、たしかに大商人や有力ゲマインデの利害が一方的に反映されたわけではないにしても、織物業者や織物商の比率が高い中小ゲマインデの利害が反映された形で市場秩序が整備されていったことから分かるように、ランツゲマインデを基盤とした農民共和国といつても、少なくとも市場秩序に関してはランツゲマインデを支えた農民の意志は必ずしも十分に反映されなかったことが確認できた。

*本稿を作成するにあたって利用した史料の閲覧などについては、ザンクト・ガレン修道院文書館 (Stiftsarchiv St. Gallen), アッペンツェル・インナーローデン州立文書館 (Kanton Appenzell I. Rh. Landesarchiv und Kantonsbibliothek), アッペンツェル・アウサローデン州立図書館トローゲン (Kantonsbibliothek Trogen) およびアッペンツェル・アウサローデン州立文書館 (Staatsarchiv des Kantons Appenzell-Ausserrhoden) の館長をはじめとして館員の方々に多大なる便宜を図って頂いた。また野々瀬浩司氏からは貴重な文献の複写に多大なる便宜を図って頂いた。本稿の内容については、2002年1月26日に福岡大学で開催された社会経済史学会九州部会で報告した。その際には御出席の先生方から数多くの有益な御教示や御助言を頂いた。ここに記して御礼を申し上げる。

- 1) 農村市場とは、都市と呼ばれることのない定住地つまり農村の定住地のうち、公認されているか未公認であるかはともかくとして、家畜市や年市や週市などが開催されている定住地を指すものとする。Vgl. Karl Sigfried Bader, *Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich. 3. unvernd. Aufl.*, Köln/Wien 1981, S. 109.
- 2) 都市邦を構成していたのはベルン、ルツェルン、チューリヒ、フライブルク、ゾートゥルン、バーゼル、シャフハウゼンの7邦であり、農村邦を構成していたのはウーリ、シュヴィーツ、オプヴァルデン、ニートヴァルデン、ツーク、アベンツェルの6邦である。アベンツェル邦は宗教改革後に新旧両派の対立から、1596年にカトリックのアベンツェル・インナーローデン邦と改革派のアベンツェル・アウサーローデン邦に分かれ、現在のアベンツェル・インナーローデン準州とアベンツェル・アウサーローデン準州に至っている。森田安一『スイス・ベネルクス史』山川出版社、2001年、59-60頁、78-79頁。
- 3) Hans Conrad Peyer, Die Märkte der Schweiz in Mittelalter und Neuzeit, in: *Mitteilungen der Antiquarischen Gesellschaft in Zürich*, Bd. 48, 1979, SS. 19-38.
- 4) Ebenda, SS. 23-26.
- 5) Ebenda, SS. 26-33.
- 6) Ebenda, SS. 33-38.
- 7) Anne-Marie Dubler, *Geschichte der Luzerner Wirtschaft*, Luzern/Stuttgart 1983, SS. 149-190; Fritz Häusler, *Die alten Dorfmärkte des Emmentals*, Langenau 1986; Martin Körner, Das System der Jahrmärkte und Messen in der Schweiz im periodischen und permanenten Markt 1500-1800, in: *Jahrbuch für Regionalgeschichte und Landeskunde*, Bd. 19, 1993-1994, SS. 13-34; Anne Radeff, *Du café dans le chaudron*, Lausanne 1996.
- 8) 拙稿「近世農村市場の社会経済史的史料について」『三田学会雑誌』第80巻、第2号、慶應義塾大学経済学会、1987年、67-87頁。同「18世紀東部スイスの市場制度」『同誌』第81巻、第2号、1988年、110-136頁。
- 9) 拙稿「18世紀都市邦ベルンの市場村落ズミスヴァルト」森田安一編『スイスの歴史と文化』刀水書房、1999年、125-157頁。同「都市を農村市場へ」中村勝責任編集『市と躍』中央印刷出版部、1999年、399-412頁。同「アンシャン・レジーム期都市邦ベルンの都市と農村市場」『市場史研究』、市場史研究会、第20号、2000年、40-66頁。
- 10) 拙稿「18世紀東部スイスの市場制度」、前掲、112-119頁。
- 11) 拙稿「都市を農村市場へ」、前掲、399-412頁。
- 12) 拙稿「アンシャン・レジーム期都市邦ベルンの都市と農村市場」、前掲、40-66頁。
- 13) 拙稿「18世紀都市邦ベルンの市場村落ズミスヴァルト」、前掲、125-157頁。

- 14) 森義信「ザンクト・ガレン修道院所領の成立と構造」久保正幡編『中世の自由と国家(下)』創文社, 1969年, 390-407頁。
- 15) Pater Rainald Fischer, Walter Schläpfer, Franz Stark, *Appenzeller Geschichte, Bd. I*, Appenzell 1964, S. 29. ヴァルトラムはアルボンの管区長 (Tribun) であり, ザンクト・ガレンに対する私有教会権を有しており, ザンクト・ガレン修道院をフランク王国大宰相シャルル・マルテルに譲渡し, オトマール修道院長の就任に関わった人物とされている。森義信, 前掲書, 392-393頁。
- 16) *Ebenda*, SS. 31-32.
- 17) これら19通の寄進証書は, 以下の箇所に史料として収められている。Stiftsarchiv St. Gallen, Urkunden, II, III, IV; Stiftsarchiv St. Gallen, Bd. 61, Codex Traditionum; *Urkundenbuch der Abtei St. Gallen*. Hrsg. v. Hermann Wartmann, Theil I 1863, Theil II 1866, Theil III 1882; *Appenzeller Urkundenbuch, Bd. I*, Trogen 1913. なお19通の寄進証書のうち821年9月15/22/29日に発給された証書については, 以下の箇所に邦訳されている。岩野英夫『成立期中世の自由と支配』敬文堂, 1985年, 67-68頁。
- 18) 森義信, 前掲書, 427頁。
- 19) 岩野英夫, 前掲書, 215-216頁。
- 20) 森義信, 前掲書, 397-399頁。
- 21) Fischer u. a., a. a. O., SS. 76-77.
- 22) *Urkundenbuch Abtei St. Gallen, Theil III, a. a. O.*, Nr. 1425; *Appenzeller Urkundenbuch, Bd. I, a. a. O.*, Nr. 74; Fischer u. a., a. a. O., S. 117; 野々瀬浩司『ドイツ農民戦争と宗教改革』慶應義塾大学出版会, 2001年, 311頁。
- 23) Fischer u. a., a. a. O., SS. 123-181, SS. 546-547; Peter Blickle, Bäuerliche Rebellionen im Fürststift St. Gallen, in: ders. (Hrsg.), *Aufruhr und Empörung? Studien zum bäuerlichen Widerstand im Alten Reich*, München 1980, SS. 217-223.
- 24) *Appenzeller Urkundenbuch, Bd. I, a. a. O.*, Nr. 307, Nr. 1621; Fischer u. a., a. a. O., SS. 191-195, SS. 293-300, S. 547.
- 25) *Appenzeller Urkundenbuch, Bd. II*, Trogen 1934, Nr. 1680, Nr. 1689; Fischer u. a., a. a. O., SS. 301-302.
- 26) *Appenzeller Urkundenbuch, Bd. II, a. a. O.*, Nr. 2873; Fischer u. a., a. a. O., S. 448.; Walter Müller, *Die Abgaben von Todes wegen in der Abtei St. Gallen*, Köln/Graz 1961, S. 110.
- 27) *Appenzeller Urkundenbuch, Bd. II, a. a. O.*, Nr. 2873a. この公刊史料にはこれら移住領民の解放状の一部のリストのみが掲載されているにすぎず, また日付の誤りなど不備な点が多い。したがって筆者はアッペンツェル・インナーローデン州立文書館 (Kanton Appenzell I. Rh. Landesarchiv und Kantonalsbibliothek)

- とアッペンツェル・アウサーローデン州立文書館 (Staatsarchiv des Kantons Appenzell-Ausserrhoden) に所蔵されている羊皮紙文書の体僕制解放状を対象として検討した。なおミュラーは移住領民の解放状の内容を検討していない。Vgl. Müller, *a. a. O.*, S. 110.
- 28) Müller, *a. a. O.*, S. 37; Philip Robinson, *Die Fürstabtei und ihr Territorium 1463–1529. Eine Studie zur Entwicklung territorialer Staatlichkeit*, St. Gallen 1995, S. 129; 野々瀬浩司, 前掲書, 286頁。
 - 29) 表2でみられるように金額の支払いを明示した体僕制解放状の対象者の出身地がトッゲンブルクに多いということから、トッゲンブルク伯領が1468年に新たにザンクト・ガレン修道院領に編入されたという事実と一定の関連があると考えられないこともないが、必ずしも該当する解放状の対象者の出身地がすべてトッゲンブルクではないということからして、むしろ体僕制支配の内容が所領内において決して一様ではなかったことを推測させる。Vgl. Fischer u. a., *a. a. O.*, SS. 252–253.
 - 30) *Appenzeller Urkundenbuch*, Bd. II, *a. a. O.*, Nr. 4140; Fischer u. a., *a. a. O.*, SS. 532–537; 森田安一, 前掲書, 78–79頁。
 - 31) Hanspeter Ruesch, *Lebensverhältnisse in einem frühen schweizerischen Industriegebiet*, Basel/Stuttgart 1979, SS. 22–23. なおアウサーローデン邦を含む近世スイス各地のランツゲマインデについては、次の書物を参照。閔根照彦『スイス直接民主制の歩み』尚学社, 1999年, 21–27頁。
 - 32) Ebenda, SS. 23–25. ラント行政官の任期は2年であり2期連続の再選は認められていなかったが、2年後に再選されることを妨げていなかった。そのためにラント行政官に同一人物や同一家系の人間が何度も任命されることが多くみられた。
 - 33) Ebenda, SS. 31–35. なおゲマインデ首長の人数はゲマインデの規模に応じて最小限7名、最大限24名として厳格に数が定められていたので、大参事会において中小ゲマインデの利害は必ずしも十分に反映されなかつた。Tanner, *Spulen-Weben-Sticken*, S. 379.
 - 34) 抽稿「18世紀東部スイスの市場制度」, 前掲, 112–119頁。
 - 35) Heinrich Gutzschohn, *Geographie der Schweiz*, Bd. II, 2. Teil, 2. Aufl., Bern 1974, S. 385; Markus Schürmann, *Bevölkerung, Wirtschaft und Gesellschaft in Appenzell Innerrhoden im 18. und frühen 19. Jahrhundert*, Appenzell 1974, S. 178; Walter Schläpfer, *Wirtschaftsgeschichte des Kantons Appenzell Ausserrhoden*, Gais 1984, S. 5.
 - 36) Fischer u. a., *a. a. O.*, SS. 12–20, SS. 34–40.
 - 37) Ebenda, SS. 41–42; Schläpfer, *a. a. O.*, S. 8.
 - 38) Schläpfer, *a. a. O.*, SS. 11–12.
 - 39) *Urkundenbuch Abtei St. Gallen, Theil III*, *a. a. O.*, SS. 802–805; *Appenzeller*

- Urkundenbuch, Bd. I, a. a. O., SS. 728-730; Fischer u. a., a. a. O., SS. 77-79; Schläpfer, a. a. O., SS. 15-16.*
- 40) Walter Bodmer Textilgewerbe und Textilhandel in Appenzell-Ausserrhoden vor 1800, in: *Appenzellische Jahrbücher*, 87. Heft, 1959, SS. 3-4; Bodmer, *Schweizerische Industriegeschichte*, Zürich 1960, SS. 77-78; Hanno Helbling u. a., *Handbuch der Schweizer Geschichte*, Bd. 1, Zürich 1980, SS. 226-227.
- 41) Schläpfer, a. a. O., S. 11.
- 42) Ebenda, S. 13.
- 43) Ebenda, S. 16.
- 44) Staatsarchiv des Kantons Appenzell-Ausserrhoden, Helvestisches Archiv, 14. 5., Handels- und Gewerbepatente. この『営業特許状目録』は1798年からのヘルヴェティア共和国の地方政府によって作成されたものである。目録はゲマインデ別になっており、一つの項目として、氏名に統いて、自己申告で営業活動の内容や営業利益の額などが記載されている。営業利益に基づいて特許状代金を徴収していることもあるって営業利益の額には信憑性がないけれども、営業活動の内容には一定の信頼を持つことができる。Ruesch, a. a. O., SS. 133-134.
- 45) Schläpfer, a. a. O., SS. 112-117.
- 46) Ebenda, S. 13.
- 47) Ebenda, SS. 42-49; Albert Tanner, *Spulen-Weben-Sticken, Die Industrialisierung in Appenzell Ausserhoden*, Zürich 1982, SS. 10-11; Tanner, *Das Schiffchen fliegt, die Maschine Rauscht, Weber, Sticker und Fabrikanten in der Ostschweiz*, Zürich 1985, SS. 9-16. 中世の都市ザンクト・ガレンの亜麻織物業と亜麻織物商業については、次の書物を参照。Peyer, *Leinwandgewerbe und Fernhandel der Stadt St. Gallen von den Anfängen bis 1520*, Bd. 2, St. Gallen 1960.
- 48) Bodmer, *Textilgewerbe und Textilhandel in Appenzell-Ausserrhoden vor 1800*, a. a. O., SS. 12-21; Tanner, *Spulen-Weben-Sticken*, a. a. O., SS. 11-12; Tanner, *Das Schiffchen fliegt, die Maschine rauscht*, a. a. O., SS. 17-20; Schläpfer, a. a. O., SS. 50-65.
- 49) Bodmer, *Textilgewerbe und Textilhandel in Appenzell-Ausserrhoden vor 1800*, a. a. O., SS. 22-25; Tanner, *Spulen-Weben-Sticken*, a. a. O., SS. 15-21; Tanner, *Das Schiffchen fliegt, die Maschine rauscht*, a. a. O., SS. 20-25; Schläpfer, a. a. O., SS. 78-84, SS. 87-89.
- 50) Bodmer, *Textilgewerbe und Textilhandel in Appenzell-Ausserrhoden vor 1800*, a. a. O., SS. 25-26; Tanner, *Spulen-Weben-Sticken*, a. a. O., SS. 241-242; Tanner, *Das Schiffchen fliegt, die Maschine rauscht*, a. a. O., S. 17.
- 51) Tanner, *Spulen-Weben-Sticken*, a. a. O., SS. 17-18; Tanner, *Das Schiffchen fliegt, die Maschine rauscht*, a. a. O., S. 22; Schläpfer, a. a. O., SS. 80-81. 1790

- 年代以降になると機械紡績によるイギリス綿糸が輸入され多くの紡績工が職を失ったり、アウサローデン邦でも機械紡績が開始される。Tanner, *Das Schiffchen fliegt, die Maschine rauscht, a. a. O.*, SS. 25-32.
- 52) Tanner, *Spulen-Weben-Sticken, a. a. O.*, SS. 30-31.
 - 53) Ebenda, S. 31.
 - 54) Ebenda, SS. 23-24.
 - 55) 例えば中小ゲマインデの一つであるシュパイヒェルでは1780年の時点で119人のファブリカントが活動していた。Kantonsbibliothek Trogen, Joh. Bartholome Rechsteiner, *Sammlung für die Geschichte und Begebenheiten der alten Rood und Gemeinde zum Speicher, was dahin Bezug und auch Anteil habe, von alten Zeiten hergenommen. A. 1810, Ms.* SS. 274-276; Eugen Steinmann, *Kunstdenkmäler des Kantons Appenzell-Ausserrhoden, Bd. 2*, Basel 1980, S. 363. なおシュタインマンはファブリカントの人数を約120人としている。
 - 56) Tanner, *Das Schiffchen fliegt, die Maschine rauscht, a. a. O.*, S. 23.
 - 57) Ruesch, a. a. O., Graphiken 14 u. 15 (S. 145), Graphik 16 (S. 149).
 - 58) Ebenda, SS. 144-146.
 - 59) Ebenda, SS. 147-148.
 - 60) Ruesch, a. a. O., SS. 147-148; Tanner, *Spulen-Weben-Sticken, a. a. O.*, SS. 27-28.
 - 61) Joh. Caspar Zellweger, *Geschichte des Appenzellischen Volkes, Bd. 3*, Trogen 1840, S. 403; Bodmer, *Textilgewerbe und Textilhandel in Appenzell-Ausserrhoden vor 1800, a. a. O.*, S. 10; Ruesch, a. a. O., S. 146; Tanner, *Spulen-Weben-Sticken, a. a. O.*, S. 12.
 - 62) 例えば邦知事について1597年から1799年までを調べてみると、邦知事を輩出したゲマインデはヘーリザウ、シュヴェルブルン、ウルネシュ、ガイス、トイフェン、シュパイヒェル、トローゲンおよびハイデンである。またとくにヴェッター家出身の邦知事は3名、任期の合計は14期、任期年数の合計は延べ38年間であり、ツェルヴェーガー家出身の邦知事は4名、任期の合計は13期、任期年数の合計は延べ34年間である。Vgl. Schläpfer, *Appenzeller Geschichte, Bd. 2, Appenzell Ausserrhoden von 1597 bis zur Gegenwart*, Urnäsch/Herisau 1972, SS. 653-656.
 - 63) 拙稿、「18世紀東部スイスの市場制度」、前掲、119-124頁。
 - 64) 同上、112-119頁。
 - 65) 同上、132頁、134頁。
 - 66) 同上、134-135頁。
 - 67) 同上、表6（133頁）。
 - 68) *Appenzeller Kalender*, Trogen 1797.